

お知らせ

平成30年4月1日から、奈良県国民健康保険団体連合会への電話は、音声応答転送装置を導入いたします。0744-29-8311に電話をかけていただき、次のような音声ガイダンスが流れますので、音声案内に従い、お問い合わせ内容の番号を押してください。

・医科、歯科、調剤、訪問看護に関することは、 1 を

次に

- ・医科の再審査については、 1 を
- ・医療報酬等の過誤返戻については、 2 を
- ・医科及び審査、返戻については、 3 を
- ・歯科の審査、返戻については、 4 を
- ・調剤の審査、返戻については、 5 を
- ・その他については、 9 を

・介護保険、障害者総合支援に関することは、 2 を

次に

- ・介護保険、障害者総合支援の請求については、 1 を
- ・介護保険サービスに関する苦情相談については、 2 を

・特定健診に関することは、 3 を

・福祉医療に関することは、 4 を

・柔道整復、療養費、第三者求償、後期高齢者医療に関することは、 5 を

次に

- ・柔道、療養費の審査、返戻については、 1 を
- ・第三者求償については、 2 を
- ・後期高齢者医療については、 3 を
- ・その他については、 9 を

・国保総合システムや情報集約システム等システムの運用管理に関することは、 6 を

・債権譲渡に関することは、 7 を

・事務の共同化に関することは、 8 を

次に

- ・事務の共同化については、 1 を
- ・医療費適正化については、 2 を

・その他のお問い合わせ等に関することは、 9 を